

申込者(以下「甲」という)と株式会社フオーバルテレコム(以下「乙」という)は、この契約条項により、乙が提供する情報通信機器、付属品、ライセンス等(以下「機器」という)を利用して動作するどこでもホンアプリケーション(以下「アプリ」という)のサービス提供について、以下の通り合意します。

第1条(目的)

本契約は、乙が甲に提供する機器ならびにアプリの条件を定めます。

第2条(サービス提供対象の決定)

乙は独自の判断により、甲に対して本サービスを提供するか否かを決定できるものとします。

第3条(契約期間)

- 本契約の契約期間は契約開始日よりお客様へ納付のお申し出を頂き、弊社が不備なく納付の受付をした月の月末までとします。
- 契約開始日は、機器設置完了月の翌月1日とします。

第4条(担保責任)

- 乙は甲に対し、設置時において機器およびアプリが正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については担保しません。
- 甲は、設置時ご機器およびアプリの動作確認を行うものとし、この時ご機器およびアプリの性能の欠陥につき乙に対して通知をしなかった場合、機器およびアプリは正常な性能を備えた状態で設置完了されたものとみなします。

第5条(設置場所の選定)

- 甲は、別途申込書に記載した設置場所において、機器を使用するものとし、機器を甲の事由により移動して使用する場合は、予め乙の定める方法により、乙または乙が委託する業者によってのみ移動できるものとします。
- 前項の場合、機器の移動は、甲の費用で行うものとします。乙または乙が委託する業者において必要となる費用については、乙または乙が委託する業者が予め提示する料金を甲に請求し、甲は乙にこれを支払うものとします。

第6条(備品および消耗品の管理)

- 機器の所有権は甲に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって管理し、かつ通常の用法に従い使用するものとします。
- 機器のメーカー保証期間は、機器設置完了後、1年間となります。
- 甲は、事前ご乙の書面による承諾がなければ、次の行為はできないものとします。
 - 機器の毀損ならびに機器の原状の変更
 - 機器の改造、貸与、流用、および質権その他の担保権の設定
 - その他機器に関して、損害を及ぼすおそれのある行為

第7条(機器の取替え)

- 乙の責めに帰すべき事由による修理において、機器を正常に復旧できなかった場合、乙の負担により機器を取り替えるものとします。
- 前項の機器の取替えに過大の費用または時間を要する場合、乙は、本契約を解除することができるものとします。

第8条(サービス料金)

- 甲が乙に支払うサービス料金は乙が別途定める料金表に従うものとします。
- 契約期間より1ヶ月未満の端数の貸与日数が発生した場合、月額基本料金の日割りはございません。
- サービス料金の計算の開始日は契約開始日とします。

第9条(別途料金)

- 第5条第2項ご拘わらず、下記原因による故障については、乙は甲に別途その修理等に要した費用を請求できるものとします。
 - 取扱い上の不注意もしくは誤用または不十分な電源や特殊環境下での使用等、甲の責めに帰すべき事由による故障
 - 乙ご乙による改造、分解、修理等による故障
 - 乙が指定する部品または消耗品以外の使用による故障
 - 甲が無断で機器の設置場所を移動させたことによる故障
 - 火災または天変地異その他これに類する災害による故障
 - その他機器に起因しない原因による故障
- 機器が備品およびこれに準ずる同等物ご設置されている場合、乙は機器の設置および保守サービスごあたり、乙の規定ご基づく出張費を甲に請求することができるものとします。
- 甲の責を得ない事前情報により、乙が乙の営業時間中ご機器の設置および保守サービスを実施した場合、乙は所定の料金を別途甲に請求することができるものとします。

第10条(支払い)

甲は、乙が定める支払方法により、サービス月額利用料金を支払うものとします。

《どこでもホン typeSS 利用規約》

第11条(中途解約)

- 甲は、契約期間中ご本契約の解除を希望する場合、解除を希望する旨について解約希望日の3ヶ月以上前ご書面により乙に通知するものとします。
- 解約日より1ヶ月未満の端数の貸与日数が発生した場合、月額基本料金の日割りはございません。

第12条(機器の返還)

本契約が終了した場合、機器は甲にて破棄頂くものとします。

第13条(再委任)

乙は、本契約に基づいて行う業務の全部または一部を第三者に再委任できるものとします。

第14条(不可抗力免責)

天変地異、暴動、ストライキ、輸送機関の事故その他の不可抗力により本契約の全部または一部につき履行遅滞または履行不能が生じた場合、乙はその責を負わないものとします。

第15条(権利譲渡等の禁止)

甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾がなしに限り、本契約により生ずる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、もしくは担保ご供し、または承継させてはなりません。

第16条(秘密の保持)

- 甲および乙は、本契約および個別契約ご関連して知り得た相手方のすべての情報を秘密として厳重に管理するものとし、書面による相手方の事前の承諾を得ないで第三者に開示もしくは漏洩し、本契約履行の目的以外ご使用し、または第三者ご使用させる等の行為をしてはならないものとします。なお、第三者ごは、乙の委託先および関係会社を含まないものとします。
 - 次のご各号ご該当するものは、本条ごにおける秘密保持の対象から除外されるものとします。
 - 公知・公用のもの。
 - 知得した後、自己の責によらずご公知・公用ごなったもの。
 - 知得した際、既に自ら所有してごことを立証し得るもの。
 - 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことごなしに入手したもの。
 - 知得した後、知得しご情報とは関係なく、独自ご創出したことを立証し得るもの。
- 甲および乙は、第1項の情報(前項各号ご除外するものを除く)につき、裁判所または行政機関から法令ご基づき開示を命じられたときは、次のご各号の措置を講ずることを条件に、当該裁判所または行政機関ご対して当該情報を開示することができるものとします。
 - 開示する内容をあらかじめ相手方に通知すること。
 - 適宜ご開示を命じられた部分に限り開示すること。
 - 開示ご際して、当該情報が秘密である旨を文書により明らかにすること。
- 甲は、乙より提供される情報を乙の事前の承諾を得ないで複製、複製してはならないものとします。
- 甲および乙は、第1項ごにおいて、書面による相手方の事前の承諾を得て第三者ご相手方の情報を開示するときは、本条ご基づき自己ご課せられる義務ご同一の義務を当該第三者ご課すものとします。また、乙は、自己の委託先および関係会社ご対し、自己の責任ごにおいて本条ご基づき自己ご課せられる義務ご同一の義務を課すものとします。
- 本条ご基づく義務は、本契約終了後も継続ごその効力を有するものとします。

第17条(解除)

- 甲および乙は、双方の協議ごり合意した場合に本契約の全部または一部を解除することができるものとす。
- 甲および乙は、相手方が次のご各号のーご該当したときは、何等通知催告を行うごなく、即時本契約の全部または一部を解除することができます。
 - 本契約および個別契約の条項のーご違背し、催告後 30日を経過してもなお違背状態が是正されなごとき。
 - 期間内ご契約を履行する見込がなしご認められるとき。
 - 第三者から差押・仮差押・仮処分・滞納処分・強制執行・競売の申立等を受けったごとき、破産・民事再生・会社 整理・特別清算・会社更生手続開始等の申立ごあったごとき、またはそれらのおそれがあると認められるとき。
 - 営業を廃止・休止・変更し、または第三者に管理される等営業内容ご変更ごがあったごとき、またはそのおそれが あるご認められるごとき。
 - 手形もしくは小切手を渡りたごとき、または手形交換所の取引停止処分を受けたごとき。
 - 甲または乙ご対して背信行為ごあったごとき。
 - 公序良俗ご反する等の行為ごあり、甲または乙ごにおいて取引の継続を不相当ご認めたごとき。
 - 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められるごとき。
 - 暴力団を始めとする反社会的勢力との関与ご取引ご認められるごとき。
 - その他上記各号ご準ずる事由ごあったごとき。
- 甲および乙は前項各号ご該当した場合、何等通知催告を受けるごなく直ちご期限の利益を失うものとし、相手方ご対する全債務を直ちに支払わなければなりません。
- 甲が第2項各号ご該当した場合、乙は何等通知催告を行うごなく保守サービスの提供を一時停止することができます。

かかる保守サービスの提供の一時停止により甲ご損害を被った場合でも、乙は甲ご対する損害賠償義務を負わないものとします。

- 甲または乙が第2項各号のーご該当したことによって相手方が損害を被ったときは、当該相手方は、同項ご基づき契約を解除しご否かを問わず、その損害の賠償を請求することができるものとします。

第18条(債権放棄の原則)

本契約ご規定なき事項および本契約の解釈ごつき疑義が生じた場合は、甲乙信義誠実を旨とし、両者協議の上解決するものとします。

第19条(管轄裁判所)

甲および乙は、本契約ごついて法律上の紛争を生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

【どこでもホンtypeSS サービスお申込みごあたってご条件】

- お申込みごあたってごの提供条件
 - (1)多数のお申込みご一時ご集中する場合、お申込書の記入内容ご不備ごある場合及びご当社の業務上支障ごある場合ごにおいて、本サービス提供開始までご相当な期間を含まない場合があります。
 - (2)本サービスは、申込者ご当社の契約ごとなります。
 - (3)本サービスのご利用ごあつてごの料金ご計算期間は、当社ご指定します。
 - (4)当社ご発行する請求書等の発送日および支払日、期日ごついてごの変更はできません。

(2022 年 1 月 24 日 制定)